

IC 旅券用交付窓口端末機賃貸借及び保守業務仕様書

- 1 品目及び台数 IC 旅券用交付窓口端末機一式（以下交付窓口端末という）
 - (1) 制御用ノートパソコン 1 台
 - (2) パスポートリーダー 1 台
 - (3) 申請者向けディスプレイ 1 台
 - (4) IC 旅券用アプリケーションソフトウェア（制御用ノートパソコンにインストールすること）
- 2 賃貸借期間 契約締結日から契約締結から 60 ヶ月まで
※長期継続契約とする。
- 3 設置期限及び場所
 - (1) 設置期限 令和 6 年 7 月 31 日までに設置すること。
 - (2) 設置場所 佐賀県大町町役場町民課（佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地）
- 4 交付窓口端末の機能要件
 - (1) 読取り対象となる旅券
 - ア ICAO Document 9303 に準拠する IC 旅券の読取りと IC に記録された情報の表示を可能とすること。
 - イ 現行の日本の IC 旅券（Basic Access Control, Passive Authentication 及び Active Authentication 対応）の読取りと IC に記録された情報の表示を可能とすること。
 - ウ 新 IC 旅券（PACE）の読取りと IC に記録された情報の表示を可能とすること。
 - (2) 基本機能
交付窓口端末一式の基本機能は以下のとおりとする。
 - ア 光学的スキャナにより IC 旅券の身分事項ページの MRZ を読み取ること。
 - イ IC チップから旅券情報の読み取りを行う。
 - (ア) 上記アで読み取った MRZ を鍵として、Basic Access Control に則り、当該 IC 旅券の IC チップから旅券情報の読み取りを行うこと。
 - (イ) 上記アで読み取った MRZ を鍵として、Password Authenticated Communication Establishment に則り、当該 IC 旅券の IC チップから旅券情報の読み取りを行うこと。
 - ウ Passive Authentication に則り、外務省が配付する公開鍵証明書（CSCA 証明書）で IC チップに記録された公開鍵を認証後、同公開鍵を使用して、当該 IC 旅券の IC チップに記録された情報に改ざんがないことを検証すること。

エ Active Authentication に則り、当該 IC 旅券の IC チップが真正であることを検証すること。

オ 上記で読み取った旅券情報 (EF.DG1 及び EF.DG2 に記録された情報) とウ及びエの検証結果をディスプレイに表示すること。

(3) 交付窓口端末一式のハードウェア構成及びハードウェア要件

ア 制御用ノートパソコン

(ア) ディスプレイ

LED 液晶方式、大きさは、おおむね 16 インチ前後であること。

(イ) CPU、メモリ及びハードディスク容量は IC 旅券の読取りに十分な容量とすること。

(ウ) 日本語表記のキーボードを有すること。

(エ) 本体下部にタッチパッドを有すること。

(オ) Windows11 を搭載すること。

(カ) USB2.0 または USB3.0 ポート

パソコン本体に 2 個以上のポートを有すること。

(キ) 電源

AC100V 50Hz および 60Hz に対応すること。

(トランスは不可とする。)

(ク) 電源ケーブル長 1.5m 程度 (AC アダプター含む)

100V まで対応できるケーブルとする。

バッテリーを筐体内に内蔵していること。

イ パスポートリーダー

(ア) MRZ 読取り用光学的スキャナを内蔵すること。

MRZ の仕様は ICAO Document 9303 part1 volume1 に準拠する。

(イ) 非接触 IC リーダーを内蔵すること。

IC リーダーは以下の要件を満たすこと。旅券に搭載された IC のデータ構造は ICAO Document 9303 part1 volume2 に準拠する。

a ISO/IEC 14443 の非接触式 Type A 及び Type B に準拠していること。

b 通信速度は 106~847kbps に対応すること。

c ICAO Document 9303 part1 に準拠した旅券の IC チップを読み取れること。

d Supplemental Access Control, Passive Authentication Active Authentication, に対応すること。

(ウ) USB 接続とし、USB ケーブル (50cm 程度) を付属すること。ケーブルが長い場合は束ねて納品すること。

(エ) ドライバを CD-ROM で提供すること。

(オ) 電源

上記ア (ク) と同様。

(カ) 電源ケーブル長 1.5m 程度 (AC アダプター含む)
100V まで対応できるケーブルとする。

(キ) 電磁妨害波規格
VCCI クラス A 及び必要な電波法に準拠すること。VCCI クラス A と同等の国際規格等の取得でも可とするが、その場合は疎明資料を提出すること。

ウ 申請者向けディスプレイ

(ア) LED 液晶方式 おおむね 16 インチ前後であること。

(イ) 電源
上記ア (ク) と同様。

(ウ) 電源ケーブル長 1.5m 程度
100V まで対応できるケーブルとする。

エ 構成する全てのハード機器及びアプリケーションの取扱説明書 (日本語) の印刷物を付属すること。

(4) 交付窓口端末一式のソフトウェア構成及びソフトウェア要件

ア IC 旅券読取アプリケーション

IC 旅券読取アプリケーション (日本語版) を制御用ノートパソコンに搭載すること。IC 旅券読取りアプリケーションは申請者向けディスプレイ及び制御用ノートパソコンのディスプレイに IC 旅券から読取った情報を以下のとおり表示すること。

(ア) 申請者用ディスプレイに表示する情報

各情報には日本語で項目を表示すること。A 以外は IC チップから読み取ったデータを表示すること。

a MRZ (券面から OCR で読み取ったデータ)

b 顔画像 (DG2)

c 旅券番号 (DG1 から抽出) アルファベット大文字表記

d 姓 (DG1 から抽出) アルファベット大文字表記

e 名 (DG1 から抽出) アルファベット大文字表記

f 生年月日 (DG1 から抽出)

申請者が見やすい表示とすること。例: 790220 (1979 年 2 月 20 日)

g 性別 (DG1 から抽出)

申請者が見やすい表示とすること。例: F (女性)

h 有効期間満了日 (DG1 から抽出)

申請者が見やすい表示とすること。例: 160320 (2016 年 3 月 20 日)

i 国籍 (DG1 から抽出) (表示例: JPN (日本))

j 発行国 (DG1 から抽出) (表示例: JPN (日本))

(イ) 制御用ノートパソコンのディスプレイ (窓口職員側) に表示する情報

a ~ j 上記 (ア) a ~ j と同じ。

k B A C 読み取り結果

BAC 機能のみの旅券を読み取った際は、BAC 読み取り結果を表示し、PACE 読み取り結果は表示しない。また、SAC 旅券を読み取った際、BAC 読み取りも行った場合は BAC 読み取り結果を表示する。

l P A C E 読み取り結果

SAC 旅券を読み取った際は、PACE 読み取り結果を表示する。

m 電子署名検証結果 (Passive Authentication に則り、外務省が配付する公開鍵証明書 (CSCA 証明書) で IC に記録された公開鍵を認証後、同公開鍵を使用して、当該 IC 旅券の IC チップに記録された情報に改ざんがないことを検証)

n 能動認証結果

Active Authentication の検証結果 (Active Authentication に対応していない現行旅券を読み取った際は結果を表示しない。)

o 操作メニュー (例：画面表示消去、MRZ 修正、CSCA 証明書更新、業務終了等)

(ウ) OCR エラーに対応するための、上記 A の MRZ 編集機能及び編集後の MRZ による再読み取り結果の表示機能を有すること。

(エ) ディスプレイに表示された旅券情報の消去ボタン

次の申請者に個人情報を見られないように表示内容の消去ボタンを有すること。また、同ボタンは申請者用ディスプレイ側も連動して旅券情報の消去ができること。

(オ) 上記 (イ) M で使用する公開鍵証明書 (CSCA 証明書) は定期的に更新されるため、同公開鍵証明書を追加するための USB メモリからのインポート機能を有すること。

(カ) 賃貸借期間にわたって、必要なプログラムの修正モジュールが継続的に提供されること。

イ セキュリティ対策

(ア) IC チップから読み取った旅券情報は交付窓口端末一式内に蓄積しないこと。

5 設置

交付窓口端末の設置にかかる費用は契約金額に含むこと。

なお、事前に設置予定日時を担当課と十分協議のうえ、指示する場所に設置し、動作検証等を行うこと。

6 保守

保守にかかる費用は契約金額に含むこと。

なお、ここでいう保守とは、交付窓口端末を常に正常な状態で保つことをいう。保守対象は制御用ノートパソコン、申請者向けディスプレイ、パスポートリーダーとする。

交付窓口端末に故障が発生したときは、修理調整し、その期間中は代替機を用意すること。復旧しない場合、修理に変わり同等品と交換すること。

7 リース終了後の交付窓口端末の取扱い

賃借期間満了後は、返却または再リースの契約を別途行うものとする。なお、返却の場合は、返却にかかる費用は賃借人が負担すること。

8 賃借料の支払方法

支払いは毎月払いとし、賃貸人は毎月初めに前月分の賃貸料を賃借人に請求するものとする。賃借人は支払い請求書を受理した後30日以内に賃借料を指定の銀行口座へ振込む。

9 その他

(1) 取扱説明書等を添付すること。

(2) 納品の際、取扱及び操作に関する説明を行うこと。

(3) 納品の際、開梱等の作業を行い、梱包材等は引き取ること。